

本ファクトシートは概要説明のために作成いたしました。これは法律文書ではありません。法の解釈並びに適用については、労働基準法と規則を参照してください。

July 2016

## 年次有給休暇

労働基準法では、年次有給休暇と休暇手当を労働者の権利として認めています。

### 資格

雇用日数が暦日5日未満の場合、年次有給休暇手当は認められていません。収穫の出来高払いを採用している農業労働者に支給される休暇手当は、出来高払いの賃金に含まれています。農業以外に従事する労働者の休暇手当は、雇用開始日から起算した賃金を基に計算されます。

雇用後丸12ヵ月を経過すると、年次有給休暇の取得が認められます。

雇用主が基準法で定められている有給休暇日数または休暇手当より多くの日数または額に同意している場合、雇用基準管理局は同意した事柄を守るように徹底します。

被雇用者にボーナスあるいは疾病手当金を支給した、または最低日数以上の休暇を与えたなどの理由で、年次休暇日数もしくは休暇手当を減らすことはできません。

### 年次有給休暇の権利

雇用された日から1年間勤務すると、2年目に使える有給休暇の権利が発生します。雇用されてから丸12ヵ月経

過した時点で、次の年に使える年次休暇を2週間もらえます。つまり2年目から前の年にももらった有給休暇を取得する権利ができます。

雇用後5年経過したら、3週間の年次有給休暇が認められます。

付与された年次有給休暇は、12ヵ月以内に消化します。

年次有給休暇の権利がまだなくても、休暇取得願を出すことはできます。雇用主が同意した場合、この有給休暇の「前借り」日数は、有給休暇をとれる資格ができた時点で認められた合計日数から差し引かれます。

### 休暇の日程を決める

雇用主は従業員が取得する年次休暇の日程を、従業員が1週間より短い日程を要求しない限り、1週間以上の単位で決めなければなりません。

雇用主は従業員が休暇の権利を取得してから12ヵ月以内に休暇をとれることを保証すれば、自分のビジネス業務の要件に従って休暇の日程を決める権利があります。

続く...

有給休暇期間中に法定休日がある場合、従業員は休日手当の受給資格があればその日の休日手当をもらえる権利があります。ただし休日手当の代わりに別途休日をもらうことはできません。

基準法では、年次休暇を取得する代わりに休暇手当だけをもらうことを従業員に対して禁止しています。雇用主には、従業員に以下を保証することを義務付けています。

- 年次有給休暇を必ず取得すること、および
- 休暇手当の支給を受けること

### 休暇手当

従業員が前年度に認められた年次有給休暇をとる場合、雇用主は従業員に前年度の全所得額の最低でも4%の額を休暇手当として支給するものとします。

従業員に支給される休暇手当は、当該年度に支払われた合計所得の一部となります。

休暇手当は年次休暇の初日の少なくとも7日前に支払うものとします。

雇用主と従業員の間で書面による同意がある場合、休暇手当は毎回の賃金の支払い時に一緒に支払ってもよいことになっています。

休暇手当は雇用後5年経過したら、前年度の全所得額の最低6%になります。

雇用の終了時に休暇手当の未払い分があれば、最終賃金支払い時に一緒に支払われます。

### 雇用主の記録

雇用主の賃金支払い記録簿には、従業員が取得した年次有給休暇の日付、支払い済み休暇手当の金額、並びに有給休暇の未消化日数と休暇手当支給予定額が必ず記載されていなければなりません。

休暇手当支給額は、従業員に渡す給与明細に必ず記載することが義務づけられています。

### 退職および陪審義務

基準法で認められている退職中の従業員の勤続年数については、年次有給休暇日数を計算する際、退職中の期間も勤務が継続したものと見なされます。

### ビジネスの売買もしくは譲渡

ビジネスの売買、リース、譲渡が発生しても、ビジネス

の処分中従業員は雇用されているため、その勤続期間には影響を与えません。

### 歩合給

歩合給で働く従業員は、他業種の従業員と同じように年次有給休暇と休暇手当が認められています。休暇手当は手数料率に組み入れることはできません。従業員が年次休暇を取っている間に支払われるはずの手数料は、休暇手当にはなりません。休暇手当は手数料の合計金額に対して計算して支払うものとします。

続く...

## 具体例

1. ロビンさんは2008年3月1日に採用されました。2009年2月28日には雇用後丸1年経過するため、年次有給休暇の権利が発生します。雇用主は、ロビンさんが2010年2月28日までに有給休暇を取れるように計らうことが義務づけられています。

ロビンさんが2009年7月に2週間有給休暇をとるときに、雇用主は2008年3月1日から2009年2月28日までのロビンさんの総所得に対して4%の休暇手当を支払います。休暇中の2週間ロビンさんは働かないので、通常の賃金は払ってもらえません。この休暇手当の額は2009年3月1日から2010年2月28日までの1年の総所得の一部になります。

2. サム君は3カ月勤めて仕事を辞めました。最後の賃金には仕事に就いた初日からのすべての賃金に対して4%の休暇手当が含まれています。
3. スーさんは2008年7月2日に就職しました。2009年1月31日に休暇の「前借り」願いを提出し、雇用主は同意したため、2009年3月に1週間の休暇を取りました。2009年7月1日に就職後丸1年経つことにな

り、有給休暇を取る権利を得ます。この時点でのスーさんに認められる休暇日数は残りの1週間となります。